

命 令 書

中労委昭和 61 年(不再)第 18 号事件
中労委昭和 61 年(不再)第 37 号事件 医療法人社団亮正会
再 審 査 申 立 人

中労委昭和 61 年(不再)第 18 号事件
中労委昭和 61 年(不再)第 37 号事件 総評全国一般労働組合神奈川地方連合
川崎地域支部
同 総評全国一般労働組合神奈川地方連合
川崎地域支部
再 審 査 被 申 立 人 総評全国一般労働組合神奈川地方連合
川崎地域支部高津中央病院分会

主 文

本件各再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、神労委昭和 60 年(不)第 15 号及び同第 30 号事件それぞれの初審命令理由第 1 認定した事実及び第 2 判断及のとおり、本件各再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和 63 年 3 月 2 日

中央労働委員会
会長 石 川 吉右衛門 ⑩